様式第2号

文書番号

日付

粕屋町住宅騒音防止対策事業機能回復工事

住民負担額補助金決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　殿

粕屋町長　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった粕屋町住宅騒音防止対策事業機能回復工事住民負担額補助金については、粕屋町住宅騒音防止対策事業機能回復工事住民負担額補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記により交付決定しましたので通知します。

記

1　補助金の交付決定額金　　　　　　　　円

2　補助金の交付対象工事の内容は、　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった申請書記載のとおりとする。

3　補助金の交付条件に違反したときは、補助金の返還を命ぜられることがある。

4　この工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を備え、当該工事終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

5　補助事業者は、粕屋町住宅騒音防止対策事業機能回復工事住民負担額補助金交付要綱に従わなければならない。